

令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条に基づき、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務について、指導、助言を行いたいので、別紙案を添えて請議します。

令和7年5月15日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、先に愛知県教科用図書選定審議会に意見を求めたところ、別紙のとおり答申があり、令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準を定める必要があるからである。

愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準(案)

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から10の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、8の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(附属中学校)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。令和8年度に開校する県立附属中学校については、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

6 県立中学校(夜間中学)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和8年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

7 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

9 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

10 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

7 諮問教義第 1 号

愛知県教科用図書選定審議会 殿

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 4 月 11 日

愛 知 県 教 育 委 員 会

令和 8 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について

7 審 第 1 号
令和7年4月21日

愛知県教育委員会 殿

愛知県教科用図書選定審議会
会 長 黒 川 雅 幸

愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について
(答申)

令和7年4月11日付け7諮問教義第1号で諮問のありました採択基準については、
異議はありません。